

必ずチェック！秋田県の最低賃金

すべての産業及び労働者に適用される「秋田県最低賃金」は、令和6年10月1日から「時間額951円」に改定されています。また、特定の産業に適用される4つの「秋田県特定最低賃金」も次のとおり改定されています。なお、特定最低賃金が適用される事業所であっても、18歳未満、65歳以上、雇入れ後6月未満で技能習得中、清掃等軽易な業務に従事している労働者については「秋田県最低賃金」が適用されます。

特定最低賃金の件名	最低賃金額
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	時間額 1,011円
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	時間額 958円
自動車・同附属品製造業	時間額 1,020円
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	時間額 980円

【お問い合わせ先】 秋田労働局賃金室 ☎018-883-4266
能代労働基準監督署 ☎0185-52-6151

最低賃金引上げ支援策の申請をご検討ください

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を引上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）は、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人あたりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

【お問い合わせ先】

○業務改善助成金について 秋田労働局雇用環境・均等室 ☎018-862-6684
○キャリアアップ助成金について 秋田労働局職業安定部訓練課 ☎018-883-0006